

# ケアハウス賀集楽

指定特定施設入居者生活介護サービス

指定介護予防特定施設入居者生活介護サービス

## 重要事項説明書

(令和7年4月1日現在)

### 1 事業者について

事業者の名称	社会福祉法人 賀集楽
事業者の所在地	三重県伊勢市宇治浦田3丁目23-15
法人種別	社会福祉法人
代表者名	理事長 前田 哲
電話番号	0596-20-1100

### 2 ご入居いただく施設について

施設の名	介護利用型ケアハウス 賀集楽		
施設の所在地	三重県伊勢市宇治浦田3丁目23-15		
介護保険指定番号	2470800943		
施設長名	村田 和彦		
電話番号	0596-20-1100		
ファクシミリ番号	0596-20-1101		
Eメール	kashukai@zb.ztv.ne.jp	ウェブサイト	<a href="http://www.kashuraku.or.jp/">http://www.kashuraku.or.jp/</a>

### 3 介護利用型ケアハウスとは

自炊ができない程度に身体機能が低下され、又は高齢などのため独立して生活することに不安を感じておられる方に、食事をはじめ、日常生活を営む上での様々な便宜を提供するケアハウスに、介護保険法の規定による特定施設入居者生活介護または介護予防特定施設入居者生活介護サービスを付け加えた、要介護または要支援の方にとっての「安心できる住まい」という位置づけの老人福祉施設です。

当施設が提供させていただく栄養管理を含めた食事、入浴、生活相談、介護サービスなどを利用しながら、個人の自主性やプライバシーが尊重された、できるだけ自由で自宅での暮らしに近い生活をお送りいただきます。

### 4 運営の理念

生活の中で誰もがもっている「喜怒哀楽」を真摯に受け止め、感情豊かに、心穏やかに暮らしていただけるように支援をいたします。また、地域社会の一員として、共に支えあい生活できるような開かれた施設づくりを目指し、地域福祉の拠点となれるよう努めます。

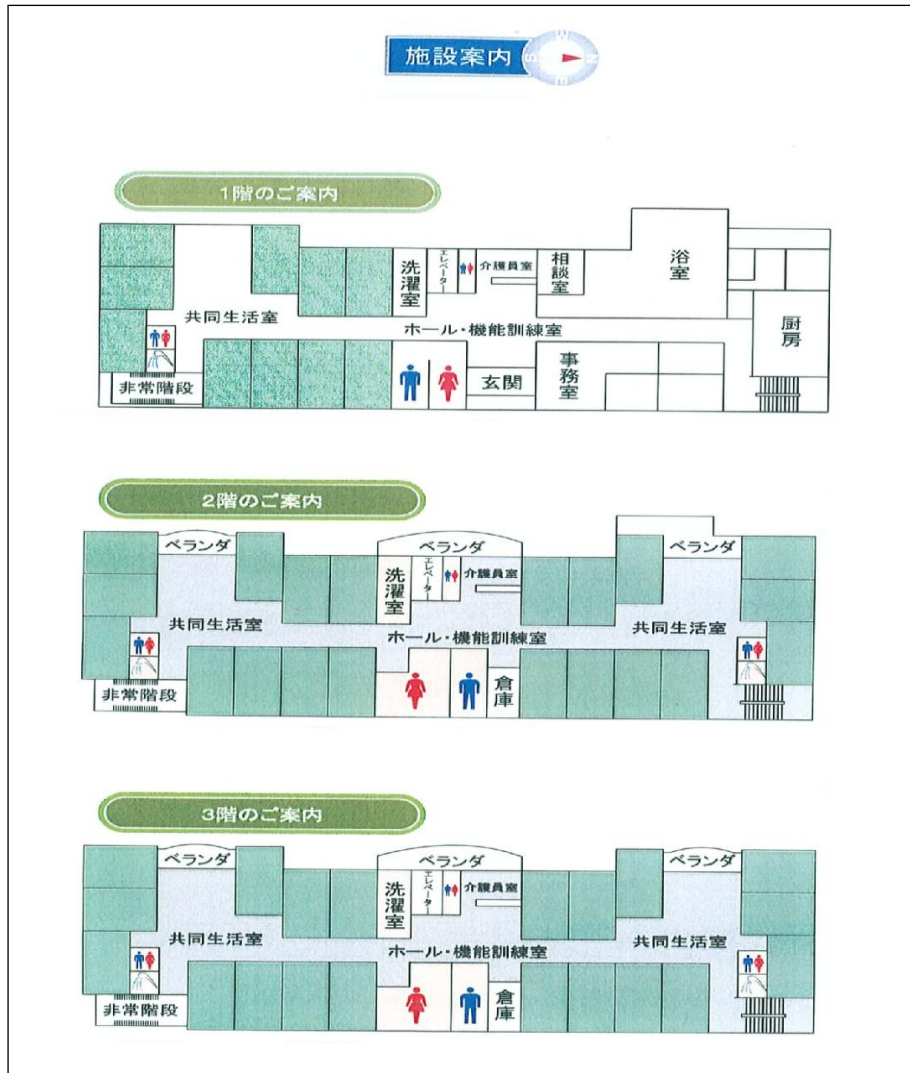
## 5 施設の概要

### (1) 敷地および建物

敷地	1,745.09 m <sup>2</sup>	
建物	構造	鉄筋コンクリート造 3階建 (耐火建築)
	延べ床面積	2,095.89 m <sup>2</sup>
	利用定員	50名

### (2) 設備内容

設備の種類	個数及び内容
居室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 50室 (1階10室、2,3階各20室) 全室個室 (施錠可能)</li> <li>・ 一室あたりの面積...約18 m<sup>2</sup> (約12畳)</li> <li>・ 設備内容...照明、エアコン、換気空清機 (全てリモコン付) 足元灯 (感知式)、ナースコール、洗面台 (電気温水器付) 収納棚、カーテン、コンセント5箇所 (9本)</li> <li>・ ケーブルテレビ、BSチューナー対応の配線引込済 (テレビの調整工事費は入居される方のご負担となります)</li> </ul>
共同生活室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 5室 (居室10室に1ヶ所、ユニット型)</li> <li>・ 高さ調節機能付食事テーブル、肘掛付いす、テレビ</li> <li>・ システムキッチン (IHヒーター (電磁加熱調理器) 浄水器)</li> </ul>
トイレ	<p>1階      フロア中央...男子用、女子用各1、小便器1             フロア南側...共用1             ホール      ...職員、来客者用1</p> <p>2階、3階 フロア中央...男子用1、女子用2、小便器1             フロア南側...共用1             フロア北側...共用1             ホール      ...職員、来客者用1</p> <p>各トイレにウォシュレット、手すり、ナースコール設置</p>
ホール兼 機能訓練室	各フロア中央に1室。1階には清涼飲料水の自動販売機を設置。寝台用エレベーター完備。
浴室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大浴槽...湯温を一定に保つための循環型ろ過装置付 (浴槽の湯は毎日入れ替えます。)</li> <li>・ 個浴槽...シャワーカーテンで仕切り可能</li> <li>・ 特殊浴槽...座位式特殊浴槽 (専用のいすに座った状態で入浴いただけます。)</li> <li>・ 浴室及び脱衣場に冷暖房及び乾燥機能あり</li> </ul>
洗濯室	各階に1ヶ所 乾燥機付洗濯機を2台ずつ設置
その他	・ 館内の手すりは消灯後も視認しやすい蓄光仕様。



## 6 職員配置（主たる職員）

従業者の職種	最低限必要な人数	実際の人数	区分				常勤換算後の人員	備考
			常勤		非常勤			
			専従	兼務	専従	兼務		
施設長(管理者)	1	1		1				
計画作成担当者	1	1		1				
生活相談員	1	1	1					
介護職員	16.6 (内看護職員が2人以上)	20	14	2	4	16.6		
看護職員		4	1		3	2.5	看護師(常勤1名、非常勤2名) 准看護師(非常勤1名)	
介護・看護職員の配置人数						19.1	入居者2.6人に1人	
管理栄養士	1	1	1					
機能訓練指導員	1	1	1					

## 7 職員の勤務体制

従業者の職種	勤務体制	休暇
施設長 計画作成担当者 生活相談員 事務員 栄養士 機能訓練指導員	8:00～18:30 の間の 8 時間 常勤で勤務	4 週 8 休
介護職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・早番（7:00～16:00）3名（1～3階に1名ずつ配置）</li> <li>・日勤（10:00～16:00）パートタイマー1～4名</li> <li>・遅番（10:45～19:45）3名（1～3階に1名ずつ配置）</li> <li>・夜勤（16:00～翌9:00）2名</li> <li>◎夜間（20:00～7:00）の勤務体制 介護職員2名、宿直者1名（隣接する特別養護老人ホームの宿直者が兼務する）</li> </ul>	常勤職員は、4週8休。 非常勤職員は雇用契約による。
看護職員	8:30～17:30 1～3名（1日あたり）	同上

## 8 ご入居の要件及び手続き

(1) ご入居いただくには下記要件を全て満たしていることが必要となります。

- ①原則として60歳以上の方(ご夫婦など三親等内の親族の方と一緒に入居される場合は、どちらかの方が60歳以上であれば差し支えありません)。
- ②要介護認定または要支援認定を受けている方。
- ③重度の伝染性疾患や精神的疾患が無く、共同生活に適応できる方。
- ④医療機関での入院治療を要しない方。
- ⑤生活費に充てることができる資産、所得、仕送り等があり、所定の利用料がお支払いいただける方。

(2) ご入居にあたり下記書類の提出及び保証金をお支払いいただきます。

- ①入居契約書・特定施設入居者生活介護利用契約書又は介護予防特定施設入居者生活介護利用契約書
- ②身元引受書（指定様式）
- ③健康診断書（指定様式）
- ④収入申告書
- ⑤個人情報の使用について（個人情報使用同意書）
- ⑥介護保険被保険者証、健康保険証又は、後期高齢者医療被保険者証
- ⑦介護保険負担割合証
- ⑧保証金120,000円  
利用料が滞納された場合の保証金としてお支払いいただきます。利用料の滞納がなければ、退居時に全額返金いたします。

## 9 サービスの内容及び利用料金

### I. ケアハウス利用料に含まれるサービス及び介護給付の対象となるサービスの内容及料金

#### (1) サービス内容

種 類	内 容
食事の提供 及び介助	<ul style="list-style-type: none"> <li>入居者の方の身体状況に応じて必要な食事形態・栄養並びに嗜好を考慮して提供いたします。食事は共同生活室で摂っていただきます。体調不良等で共同生活室にて食事が摂れない場合は、居室まで配膳下膳を行います。また、必要とされる入居者には、その方の状況に応じて適切な食事摂取介助を行います。</li> <li>(食事時間) ・朝食 8:00 配膳～ 8:45 下膳開始</li> <li>・昼食 12:00 配膳～12:45 下膳開始</li> <li>・おやつ 15:00 配膳～15:30 下膳開始</li> <li>・夕食 18:00 配膳～18:45 下膳開始</li> <li>献立作成、調理等の給食業務全般について、下記業者に委託して行います。</li> <li>(本社所在地) 三重県桑名市城山台 55 番地</li> <li>(業者名) 株式会社 三重給食センター</li> </ul>
排せつの介助	<ul style="list-style-type: none"> <li>入居者の方の状況に応じて適切な排せつ介助を行うとともに排せつの自立についても適切な援助を行います。</li> <li>おむつを使用する方に対しては、定時及び随時必要に応じておむつ交換を行います。</li> </ul>
入浴の準備 及び介助	<ul style="list-style-type: none"> <li>浴室は月曜日～土曜日の定められた時間帯にご利用いただきます。</li> <li>入浴の介助はお一人あたり週 2 回指定日に行います。また、週 2 回指定日に体調不良等で入浴できない場合清拭を行います。</li> </ul>
その他 身辺介助	<ul style="list-style-type: none"> <li>入居者の方の身体状況に応じて、体位変換・離床・居室からの移動・衣類の着脱・整容の介助を行います。</li> </ul>
生活援助 サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>居室の清掃を週 1 回行います。</li> <li>洗濯は原則として週 2 回指定日に行いますが、失禁など必要時には随時行います。</li> <li>下着・寝間着・靴下等色落ちしない水洗い可能なものに限ります。なお、洗濯機使用料は別途ご負担いただきます。</li> <li>洗濯機使用料・・・1,000 円/月</li> <li>シーツ交換は週 1 回行います。失禁などで汚染した場合は随時交換いたします。</li> </ul>

機能訓練	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専任の機能訓練指導員をはじめ、多職種が共同して、入居者個々のニーズに応じた個別機能訓練計画を作成し、計画的に機能訓練を行います。</li> <li>・日常生活の中で、入居者の方にはできるだけことごとく、機能の減退防止を図っていきます。</li> <li>・施設が企画・実施する体操・行事等には自由にご参加いただけます。</li> </ul>
健康管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・看護職員による日常的な健康管理、健康相談を行います。必要な方には処方薬の管理もさせていただきます。</li> <li>・協力医療機関の医師により、定期的に往診日を設けて健康管理に努めます。</li> <li>・年一回、定期健康診断を行います。</li> </ul>
相談および援助	<p>当施設は、入居者の方およびそのご家族からの相談について誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。</p> <p>(相談窓口) 生活相談員：山田 ・ 計画作成担当者：前田</p>
現金等貴重品の管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ご本人のお申出により貴重品等を事務室金庫にてお預かりすることができます。</li> <li>・保管できるものは、預金通帳及び届出印鑑、有価証券、現金(小遣い)、年金証書、財布等です。</li> <li>・当施設の「入居者預り金等管理規程」に基づき保管・管理いたします。</li> <li>・重要な財産の保全(処分含む)及び運用に関してはご依頼いただけませんので、ご了承下さい。</li> <li>・預かり金管理料として、月額1,000円をご負担いただきます。</li> </ul>
現金・貴重品の自己管理について、お守り頂きたい事	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 小銭程度以上の現金は居室内では保管せず、事務所へ預けて頂くか御家族の保管をお願いします。(※「小銭程度」に明確な基準は設けておりませんが、<u>5,000円程度</u>を上限とさせていただきます)</li> <li>2. 現金以外の貴重品に関しては、原則として居室での保管、事務室での管理ともに御遠慮下さい。現在、居室内に貴重品をお持ちの方については、恐れ入りますが、御家族または身元引受人様で保管頂きますようお願い致します。(御家族等での保管が難しい方については、担当者までご相談下さい)</li> <li>3. どうしても貴重品を手元に置いておきたい方に関しては御自身で金庫を準備して頂き、保管を御自身若しくは御家族で行って頂くようお願い致します。</li> <li>4. 上記の方法によらず、自室保管されていた現金等を紛失された場合、当施設は責任を負いかねますので、ご了承下さい。</li> </ol>

お小遣いの小口現金制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・お小遣いのお預かりをご希望される方は、お小遣いの中から拠出金として1人2,000円を拠出していただき、ご希望者の方の合計金額を基にした小口現金を設けます。</li> <li>・日常のお買物、医療機関受診費用等を小口現金より支払います。</li> <li>・原則として月に1回、個人別に集計を行い、出金額を補充します。</li> <li>・小口現金出納簿及び個人別の預り金出納簿に内訳を記入します。</li> <li>・原則として3ヵ月に1回、定期的な収支報告をいたします。</li> <li>・退居される時には、出金分を精算し拠出金2,000円を返金いたします。</li> </ul>
-------------	--

※協力医療機関について

医療機関の名称	西山医院	山口歯科医院
院長名	西山尚樹	山口元嗣
診療科	内科	歯科
所在地	伊勢市宇治浦田 2-4-74	伊勢市宮後 1 丁目 8-3
当施設からの距離及び所要時間	1 km、約 3 分	7 km、約 10 分
契約の概要	<p>入居者の方の病状急変時等において、必要な医療の協力を行う。</p> <p>(往診日) 月・水・金曜日 13:00~15:00</p>	<p>入居者の方の病状急変時等において、必要な医療の協力を行う。</p>

## (2) 利用料金

大きく分けて、ケアハウスへの入居にかかる料金と、介護サービスの利用料があります。

### a. ケアハウス利用料

対象収入による階層区分		サービスの提供に要する費用	生活費	居住に要する費用	合計(月額)
1	1,500,000円以下	10,000円	51,940円	24,675円	86,615円
2	1,500,001～1,600,000円	13,000円	51,940円	24,675円	89,615円
3	1,600,001～1,700,000円	16,000円	51,940円	24,675円	92,615円
4	1,700,001～1,800,000円	19,000円	51,940円	24,675円	95,615円
5	1,800,001～1,900,000円	22,000円	51,940円	24,675円	98,615円
6	1,900,001～2,000,000円	25,000円	51,940円	24,675円	101,615円
7	2,000,001～2,100,000円	30,000円	51,940円	24,675円	106,615円
8	2,100,001～2,200,000円	35,000円	51,940円	24,675円	111,615円
9	2,200,001～2,300,000円	38,000円	51,940円	24,675円	114,615円
10	2,300,001～2,400,000円	38,000円	51,940円	24,675円	114,615円
11	2,400,001～2,500,000円	38,000円	51,940円	24,675円	114,615円
12	2,500,001～2,600,000円	38,000円	51,940円	24,675円	114,615円
13	2,600,001～2,700,000円	38,000円	51,940円	24,675円	114,615円
14	2,700,001～2,800,000円	38,000円	51,940円	24,675円	114,615円
15	2,800,001～2,900,000円	38,000円	51,940円	24,675円	114,615円
16	2,900,001～3,000,000円	38,000円	51,940円	24,675円	114,615円
17	3,000,001～3,100,000円	38,000円	51,940円	24,675円	114,615円
18	3,100,001円以上	38,000円	51,940円	24,675円	114,615円

※11月～3月は、冬季加算として月額2,190円加算させていただきます。

※ サービスの提供に要する費用の額は、三重県医療保険部長発通知「軽費老人ホーム運営費補助金におけるサービスの提供に要する費用(月額)の決定について」により毎年決定され、適用したものです

生活費及び冬季加算は、「三重県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則」により、上限が定められており、当施設の生活費及び冬季加算の額は、県の定める上限額内で当施設の実態に即して算出したものです。

※ご夫婦で入居される場合は、ご夫婦の収入及び必要経費を合算し、合計額の2分の

1をご夫婦それぞれの対象収入とします。その収入額が150万以下に該当する場合、ご夫婦それぞれのサービスの提供に要する費用については、上記表の額から30%減した額を徴収額(月額)とします。(100円未満の端数は切り捨て)

費用の詳細については、別紙「サービスの提供に要する費用・生活費・居住に要する費用の内容について」をご覧ください。

b. 入居者の方が個人で使用される光熱水費・・・7,500円/月額

居室で使用される電気代に相当します。これには、照明、テレビ、エアコン、換気空清機、電動ベッド、掃除機等を標準的に使用された場合の電気代が含まれます。なお、持ち込まれる電化製品の種類によっては、別途電気代を加算させていただきます場合があります。

例) 冷蔵庫を持ち込まれる場合・・・95円/日加算

c. 介護保険給付対象外の費用(利用者全額負担)

人員配置が手厚い場合の介護サービス利用料・・・20,000円/月額

看護・介護職員の配置人数が、国が定めた最低配置基準(3人に1人の看護・介護職員数)を超えて、前年度の平均入居者数2.5人に1人以上である場合に、利用者一部負担金に加えて、入居者の方にお支払いいただくことができるようにされている費用です。

d. 特定施設入居者生活介護サービスまたは介護予防特定施設入居者生活介護サービス利用者負担分(介護サービス利用料)

(1) 負担割合が1割の方の場合

	介護保険給付対象の費用(利用者1割負担 : 月31日の場合)										ご負担額合計 (月額) (⑤+⑥+⑦+ ⑧+⑨+⑩)
	介護サービスの費用(1割負担分・月額)①	サービス提供体制強化加算Ⅲ(月額)②	夜間看護体制加算Ⅱ(月額)③	個別機能訓練加算Ⅰ(月額)④	①+②+③+④のご負担額(①+②+③+④)×31日⑤	個別機能訓練加算Ⅱ(月額)⑥	協力医療機関連携加算(月額)⑦	生産性向上推進体制加算Ⅱ(月額)⑧	高齢者施設等感染対策向上加算Ⅰ(月額)⑨	介護職員処遇改善加算Ⅱ(⑤+⑥+⑦+⑧+⑨)×12.2%(月額)⑩	
要支援1	183円	6円		12円	6,231円	20円	100円	10円	10円	777円	7,138円
要支援2	313円	6円		12円	10,261円	20円	100円	10円	10円	1,269円	11,660円
要介護1	542円	6円	9円	12円	17,639円	20円	100円	10円	10円	2,169円	19,938円
要介護2	609円	6円	9円	12円	19,716円	20円	100円	10円	10円	2,422円	22,268円
要介護3	679円	6円	9円	12円	21,886円	20円	100円	10円	10円	2,687円	24,703円
要介護4	744円	6円	9円	12円	23,901円	20円	100円	10円	10円	2,933円	26,964円
要介護5	813円	6円	9円	12円	26,040円	20円	100円	10円	10円	3,194円	29,364円

(2) 負担割合が2割の方の場合

	介護保険給付対象の費用（利用者2割負担：月31日の場合）										ご負担額合計 （月額） （⑤+⑥+⑦+ ⑧+⑨+⑩）
	介護サービスの費用(1割負担分・月額)①	サービス提供体制強化加算Ⅲ(月額)②	夜間看護体制加算Ⅱ(月額)③	個別機能訓練加算Ⅰ(月額)④	①+②+③+④のご負担額(①+②+③+④)×31日⑤	個別機能訓練加算Ⅱ(月額)⑥	協力医療機関連携加算(月額)⑦	生産性向上推進体制加算Ⅱ(月額)⑧	高齢者施設等感染対策向上加算Ⅰ(月額)⑨	介護職員処遇改善加算Ⅱ(⑤+⑥+⑦+⑧+⑨)×12.2%(月額)⑩	
要支援1	183円	6円		12円	6,231円	20円	100円	10円	10円	777円	14,277円
要支援2	313円	6円		12円	10,261円	20円	100円	10円	10円	1,269円	23,320円
要介護1	542円	6円	9円	12円	17,639円	20円	100円	10円	10円	2,169円	39,876円
要介護2	609円	6円	9円	12円	19,716円	20円	100円	10円	10円	2,422円	44,537円
要介護3	679円	6円	9円	12円	21,886円	20円	100円	10円	10円	2,687円	49,406円
要介護4	744円	6円	9円	12円	23,901円	20円	100円	10円	10円	2,933円	53,928円
要介護5	813円	6円	9円	12円	26,040円	20円	100円	10円	10円	3,194円	58,728円

(3) 負担割合が3割の方の場合

	介護保険給付対象の費用（利用者3割負担：月31日の場合）										ご負担額合計 （月額） （⑤+⑥+⑦+ ⑧+⑨+⑩）
	介護サービスの費用(1割負担分・月額)①	サービス提供体制強化加算Ⅲ(月額)②	夜間看護体制加算Ⅱ(月額)③	個別機能訓練加算Ⅰ(月額)④	①+②+③+④のご負担額(①+②+③+④)×31日⑤	個別機能訓練加算Ⅱ(月額)⑥	協力医療機関連携加算(月額)⑦	生産性向上推進体制加算Ⅱ(月額)⑧	高齢者施設等感染対策向上加算Ⅰ(月額)⑨	介護職員処遇改善加算Ⅱ(⑤+⑥+⑦+⑧+⑨)×12.2%(月額)⑩	
要支援1	183円	6円		12円	6,231円	20円	100円	10円	10円	777円	21,415円
要支援2	313円	6円		12円	10,261円	20円	100円	10円	10円	1,269円	34,980円
要介護1	542円	6円	9円	12円	17,639円	20円	100円	10円	10円	2,169円	59,814円
要介護2	609円	6円	9円	12円	19,716円	20円	100円	10円	10円	2,422円	66,805円
要介護3	679円	6円	9円	12円	21,886円	20円	100円	10円	10円	2,687円	74,110円
要介護4	744円	6円	9円	12円	23,901円	20円	100円	10円	10円	2,933円	80,892円
要介護5	813円	6円	9円	12円	26,040円	20円	100円	10円	10円	3,194円	88,092円

・介護サービスの費用の各種加算の内容については、別紙「介護サービスの費用の加算に係る説明書」をご覧ください。

※ a. ケアハウス利用料、 b. 個人で使用される光熱水費、 c. 人員配置が手厚い場合の介護サービス利用料、 d. 介護サービス利用料の合計が、毎月ご負担いただく額となります。

II. 利用状況に応じて別途料金をお支払いいただくサービス及び介護給付対象外となるサービスの内容と料金

サービス内容及び利用料金

種 類	内 容
おむつの提供 ※ご購入は1パック単位となります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・オムツ型 テープ止めタイプ S65 円/1 枚、テープ止めタイプ M70 円/1 枚、テープ止めタイプ L80 円/1 枚</li> <li>・パンツ型 夜型 M-L90 円/1 枚、うす型 S65 円/1 枚 うす型 M-L55 円/1 枚、うす型 L-LL60 円/1 枚</li> <li>・パッド型 パッドスーパー20 円/1 枚、昼長時間パッド 25 円/1 枚、 夜 1 枚安心パッド 40 円/1 枚、 尿取りパッド(紙パンツにつけるタイプ)25 円/1 枚</li> </ul>
寝具一式使用料	1,950 円/月 寝具一式：掛布団・ベッドパッド・枕 包布・シーツ・枕カバー（週 1 回の交換含む）
洗濯機使用料	1,000 円/月
クラブ、レク活動	材料費を実費負担いただく場合があります。
栄養補助食品	栄養状態、嗜好の摂取状態などにより相談の上、栄養補助食品の提供に伴う実費負担をいただく場合があります。

※ 電動ベッドの利用を希望される方へ

取扱業者に直接お申し込みいただきます。（お申込みの手続きは当方で代行させていただきます）費用については、当施設の利用料とは別に取扱業者に直接お支払いいただく形となります。（1,900 円/月）

入居者の方の特別な希望による個別的な介助

週 3 回以上の入浴介助	週 3 回以上の入浴介助を希望される場合	550 円(税込)/1 回
外出、通院又は入退院の介助	①協力医療機関（西山医院、山口歯科医院）への通院介助	通常のサービスの一環として実施（別途料金徴収なし）
	②協力医療機関以外への通院介助、入退院の介助 (ただし、救急車による搬送時の付添い介助は除く)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・～30 分まで 550 円</li> <li>・30 分～1 時間 1,100 円</li> <li>・1 時間～1 時間 30 分 1,650 円</li> </ul> ※以降 30 分増すごとに 550 円ずつ加算
	③外出介助 (個人的な買い物、金融機関への手続き等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・～30 分まで 550 円</li> <li>・30 分～1 時間 1,100 円</li> <li>・1 時間～1 時間 30 分 1,650 円</li> </ul> ※以降 30 分増すごとに 550 円ずつ加算

の 代 行 買 い 物 等	行き先（目的地）が伊勢市内の場合	通常のサービスの一環として実施 （別途料金徴収なし）
	行き先（目的地）が伊勢市外の場合	1,100円（税込）／1時間

## 10 利用料の支払い方法について

利用料は、毎月の請求による月払いとなります。  
振込またはご指定口座より自動引落としにて納入いただきます。

- ・毎月末日に締め、翌月15日までに請求書を発行。
- ・引落日・・・毎月25日
- ・自動引落対象金融機関・・・百五銀行、ゆうちょ銀行

## 11 利用料の日割計算について

月の途中に入居または退居された場合の利用料の取扱は下記のとおりとなります。

### ①サービスの提供に要する費用

入居月の翌月より徴収を開始します。退居月は、退居日にかかわらず全額お支払いいただきます。

### ②居住に要する費用、生活費、電気代

入居月または退居月の日数で割った額（円未満切り捨て）に、ご利用実日数を乗じた額。

### ③介護保険サービス利用者負担分、人員配置が手厚い場合の介護サービス利用料

一日の単価にご利用実日数を乗じた額。人員配置が手厚い場合の介護サービス利用料は日割り額にご利用日数を乗じた額。

## 12 入居中に入院された場合の取扱

身体状況等が悪化し、医療機関での入院治療が必要となったとき、入院期間中の利用料の一部負担に同意いただければ、在籍扱いとさせていただくことができます。ただし、退院後当施設で生活できる状態にまで回復することが難しいと見込まれるときは、入院3ヶ月を目安として、退居についてのご相談をさせていただくことがあります。

### ※入院期間中の利用料の負担

- サービスの提供に要する費用、居住に要する費用  
・・・全額ご負担いただきます。
- 生活費、電気代・・・日割計算させていただきます。

### 13 空室を利用した短期の利用について

家族介護者支援を促進する観点から、特定施設において、空室を利用して、あらかじめ30日以内の期間を定めて行う短期利用が制度化されています。

入居者の方が入院等された場合、退院して戻ってこられるまでの間、お部屋を短期利用の方に使わせていただきたい旨をお願いする場合があります。入院中の入居者の方あるいはご家族の同意がいただけない場合は、居室を短期利用に使わせていただくことはございません。他の方に使って欲しくないという場合は、お断りいただいても結構です。もし使わせていただける場合は、居室内の私物等は当施設が責任を持って管理させていただきます。

なお、入院中に居室を短期利用に使わせていただいた場合、その間の「居住に要する費用」のご負担は免除させていただきます。（免除額は日割で算出いたします）

### 14. 退居について

- (1) 退居されるときは、退居予定日の1週間前までに退去届をご提出ください。
- (2) 次の事由が生じた場合は、身元引受人（ご家族等）の方に対し、30日間の期間を定めて、契約の解除について予告させていただきます。

- ①入居の条件に関して偽りの届出を行って入居されたとき。
- ②サービスの提供に要する費用の減額申請に当たって偽りの届出をされたとき。
- ③無断で退居され、30日間を経過しても戻られる見込がないとき。
- ④無断で建物、付帯設備等の造作・模様替えをされ、かつ、原状回復されないとき。
- ⑤負担すべき費用を3ヵ月間滞納されたとき。
- ⑥心身の状況が変化し、当施設で生活を続けていただくことが困難になられたとき。
- ⑦共同生活の秩序を著しく乱し、他の入居者の方に迷惑をかけるとき。
- ⑧自炊ができ、退居後も日常生活の維持が可能な状態まで回復されたとき。

- (3) 次の事由が生じた場合は、契約は終了とさせていただきます。

- ①入居者の方が死亡されたとき。
- ②入居者の方が退去届を提出されてから一週間が経過したとき。
- ③当施設が契約解除の予告をし、その予告期間が経過したとき。

## 15 苦情解決の体制について

<p>当施設では、入居者の方などからの苦情や要望等に適切に対応するために、下記のとおり苦情解決体制を整備しております。</p> <p>○苦情解決責任者 ケアハウス賀集楽 施設長 村田 和彦</p> <p>○苦情受付担当者 ケアハウス賀集楽 計画作成担当者 前田 匡子 生活相談員 山田 ちわき</p> <p>○第三者委員 社会福祉法人賀集会 評議員 田端 慶典 五十鈴地区 民生委員 篠原 龍</p> <p>苦情や要望等ございましたら、お気軽に上記の苦情受付担当者までお申出いただくか、施設内各階に「ご意見箱」を設置しておりますので、そちらにご投函いただいても結構です。お寄せいただいた苦情等は、当法人の苦情処理実施要綱に基づき苦情解決に向けた検討を行い、その結果を回答、説明させていただきます。</p> <p>なお、苦情や相談については、下記機関に申し立てることもできます。</p>	
苦情等申立機関名	連絡先
伊勢市役所 健康福祉部 介護保険課	〒516-8601 伊勢市岩渕1丁目7番29号 TEL 0596-21-5560
三重県国民健康保険団体連合会（国保連合会） 介護保険課苦情処理係	〒514-8553 津市桜橋2丁目96番地 三重県自治会館 2階 TEL 059-222-4165（ヨイローゴ）
三重県社会福祉協議会 三重県福祉サービス運営適正化委員会	〒514-8552 津市桜橋2丁目131番地 TEL 059-224-8111 Fax059-213-1222 MAIL <a href="mailto:ansin@miewel.or.jp">ansin@miewel.or.jp</a>

## 16 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める「ケアハウス賀集楽消防計画」にのっとり対応いたします。	
平常時の訓練等	年2回、定期的に避難訓練を入居者の方にもご参加いただき実施します。（うち1回は夜間想定訓練）	
防災設備	設備名称	個数等
	避難階段	屋外・館内各1ヶ所
	自動火災報知機	あり
	非常用放送設備	あり
	誘導灯	避難口7個 廊下8個
	消防署への火災通報装置	あり
	スプリンクラー	あり
	カーテン等は防煙性能のあるものを使用しております。	
防火管理者	（職名）施設長（氏名）村田 和彦	

## 17 事故発生時の対応

当施設において入居者の方に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該入居者の方のご家族等に連絡を行うとともに、別途定める「事故対応マニュアル」にのっとり必要な措置を講じます。

## 18 緊急時における対応方法

入居中に入居者の方の容態に急変が生じた場合その他必要な場合は速やかに主治医又は協力医療機関・ご家族へ連絡し必要な措置を講じます。具体的には「重度化した場合における対応に係る指針」に付属する「緊急時対応マニュアル」にのっとり対応いたします。

## 19 秘密保持等

業務上知りえた入居者の方およびご家族等に関する事項について、正当な理由なく第三者に漏らしません。ただし、事故発生・緊急時には、入居者の方およびご家族に関する必要最低限の個人情報を用いる場合があります。

また、入居者の方の健康管理に役立てるため、協力医療機関の医師または入居者の方の主治医に対して定期的に入居者の方の健康の状況について、情報の提供をさせていただきます。詳しくは別紙「個人情報の使用について」をご確認下さい。

## 20 当施設ご入居の際に留意いただく事項

喫煙	館内での喫煙はご遠慮下さい。（全館禁煙）
建物・器具の利用	施設内の居室や設備、器具は本来の用法にしたがってご利用下さい。施設外への持ち出しもご遠慮下さい。これに反した利用により破損等が生じた場合、賠償していただくことがあります。
居室の使用	居室は原状のままご使用下さい。断りなく工作を加えられた場合、原状回復にかかる費用を請求させていただきます場合があります。
他の入居者の方への迷惑行為等	けんか、口論または暴力行為、騒音等他の入居者の方の迷惑になる行為はご遠慮願います。また、むやみに他の入居者の方の居室に立ち入らないようにしてください。
宗教活動・政治活動	施設内で他の入居者の方、及び従業者に対する宗教活動および政治活動はご遠慮ください。
動物飼育	居室及び敷地内でのペットの飼育はお断りします。
来訪・面会	午前8時30分～午後18時30分の間はご自由に面会いただけます。これ以外の時間帯の面会も可能ですので、事務室までご連絡下さい。また、来訪者の方が宿泊される際も、必ずお申出下さい。
外出・外泊	外泊・外出の際には必ず行き先と帰宅時間を職員にお届けください。2日前までにお届けいただきますと、欠食数に応じて生活費を減額させていただきます。 ○欠食時の減額 朝食ハーフ食 110円 昼食・夕食ハーフ食 165円 朝食 171円 昼食 286円 おやつ 61円 夕食 286円

私は、本書面に基づいてケアハウス賀集楽職員から上記重要事項の説明を受けたことを確認します。

説明者 職名 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_

令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

入居者 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

署名代行者

私は、下記の理由により入居者に代わり、上記署名を行いました。

理由 ( \_\_\_\_\_ )

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

身元引受人 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

続柄 \_\_\_\_\_

別紙

〈サービスの提供に要する費用・生活費・居住に要する費用の内容について〉

- ・サービスの提供に要する費用  
施設の人件費や施設管理費(修繕費・委託費・保健衛生費・備品購入費等)に充当されます。
- ・生活費  
入居者の方のお食事に要する費用(材料費・光熱費・人件費等)  
施設共用部分の光熱水費等に充当されます。
- ・居住に要する費用  
家賃相当分の費用です。施設の建設に要した費用から国や県等からの補助を差し引いた額から算出しています。

※サービスの提供に要する費用と生活費は、三重県がその額を定めます。県の基準により毎年見直しが行われます。

※サービスの提供に要する費用は、入居者ご本人の前年の収入により重要事項説明書 8 ページの表から決定されます。8 ページの表における「対象収入」とは前年の収入から必要経費を控除した後の収入をいいます。(下記をご参照ください)

○収入として認定するもの

収入の種類	対象となる額
①年金、恩給等の収入	実際に受給された額
②財産収入 (地代、家賃等)	所得税の課税対象となる「所得」の金額
③利子、配当収入	確定申告がされている場合、所得税の課税対象となる「所得」の金額
④その他の収入 (土地や家屋の処分等)	所得税の課税対象となる「所得」の金額

○必要経費として認定するもの

必要経費の種類	対象となる範囲等
①租税	所得税・住民税・相続税・贈与税 <u>(固定資産税は該当しません)</u>
②社会保険料	国民健康保険料・国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料・ <u>(生命保険料は原則として該当しません)</u>
③医療費	・確定申告の医療費控除の対象となる医療費の範囲に準じます。 ・保険金等で補てんされる額を除きます。 ・ <u>当施設入居前の医療費は必要経費として認定されません。</u>
④介護保険サービスの利用者負担分	当施設における「特定施設入居者生活介護又は介護予防特定施設入居者生活介護」の利用者負担分が該当します。 <u>当施設入居前に利用された介護保険サービスについては認定されません。</u>
⑤その他	・入居者の方の配偶者やご親族が、入居者ご本人の仕送りにより生活している場合の仕送りの費用等

※サービスの提供に要する費用の減額認定について

サービスの提供に要する費用の減額認定は入居時及び翌年度以降年 1 回行います。認定にあたり、入居者様及びご家族の方には、次に掲げる資料を当施設までご提出いただきますので、ご協力下さい。

○収入額の認定に必要な書類

(1)年金関係

①前年の「公的年金の源泉徴収票」(写で可)

(毎年1月に日本年金機構より郵送されます。)

②(遺族年金を受給されている方)

- ・遺族年金の支払通知書、改定通知書
- ・年金が入金される通帳の写し

(入居前年の1月1日～12月31日までの収支が記帳されているもの)

③(企業年金、個人年金を受給されている方)

- ・前年の企業年金の源泉徴収票(写しで可)
- ・支払通知書等や年金が入金される通帳の写し

(2)年金以外の収入がある場合

①(確定申告をされている方は)前年の確定申告書の写し

②所得証明書(課税収入の全てを把握するため)

○必要経費の認定に要する書類

(1)租税、医療費、社会保険料、当施設の利用料等の領収書

(租税や保険料等を自動引落で支払われている場合は、支払額の分かる書類又は通帳の写し)

## 〈介護サービスの費用の加算に係る説明書〉

### ※夜間看護体制加算Ⅱとは…

常勤の看護師を1名以上配置しており、看護職員又は協力医療機関との24時間連絡体制を確保している事業所に対する加算です。

当施設では、夜間の緊急時における対応マニュアルを整備し、入居者の方の急変に適切に対応する体制を整えております。また、入居者の方の重度化については「重度化した場合における対応に係る指針」を定めておりますので、あわせてご確認ください。（ご説明させていただきます）

（注）夜間看護体制加算は要介護1～5の方に対してのみかかる加算です。

### ※個別機能訓練加算とは…

・個別機能訓練加算（Ⅰ）とは、専任の理学療法士等が個別機能訓練計画に基づき、計画的に機能訓練を行った場合に算定されます。

当施設では、柔道整復師が専任の機能訓練指導員として職務に従事しており、入居者様に機能訓練を実施しています。

個別機能訓練を行うに当たっては、多職種が共同して、入居者様ごとにその目標、実施方法等を内容とする個別機能訓練計画を作成し、これに基づいて行った個別機能訓練の効果、実施方法について評価を行っていきます。

個別機能訓練加算として1日あたり12円（介護保険2割負担の方は24円）を加算させていただきます。

・個別機能訓練加算（Ⅱ）：20単位／月

加算Ⅰを算定している利用者について、個別機能訓練計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、機能訓練の実施に当たって当該情報その他機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用することで算定でき、現在個別機能訓練加算Ⅰを算定しているため、準備が整い次第算定をいたします。（LIFEへのデータ提出とフィードバックの活用）

### ※協力医療機関連携加算とは…

月に一回以上、協力医療機関または主治医に、入居者の方の健康の情報を提供した場合の加算です。

当施設では、協力医療機関の医師の指示のもと、看護職員が継続的に入居の皆様の健康状態のチェック及び記録をさせていただいております。入居者の方の健康の状況について、定期的に及び必要に応じて協力医療機関または主治医に情報を提供させていただきますので、ご了承下さい。

### ※口腔・栄養スクリーニング加算とは…

- ・口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）：20単位／回
- ・口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）：5単位／回

「口腔・栄養スクリーニング加算Ⅰ・Ⅱ」の算定要件等

算定要件は以下①②の2点です。このうち、加算Ⅰは①②のいずれも適合すること、加算Ⅱは①または②のどちらかに適合することが求められます。加算Ⅱは、併算定の関係で加算Ⅰが取得できない場合に限り取得可能です。また、加算Ⅱの算定は6月に1回が限度です。

① 当該事業所の従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態について確認を行い、当該利用者の口腔の健康状態に関する情報を、当該利用者を担当する介護支援専門員に提供していること

② 当該事業所の従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に関する情報（当該利用者が低栄養状態の場合にあっては、低栄養状態の改善に必要な情報を含む）を、当該利用者を担当する介護支援専門員に提供していること

※②に該当しているため、栄養スクリーニングを実施した月に5円/回、（介護保険2割負担の方は10円/回）加算させていただきます。

### **※退院・退所時連携加算とは…**

退院・退所時連携加算とは、医療機関や介護老人保健施設、介護医療院から当施設に入居される場合、職員と面談等を行い、入居に関する必要な情報の提供を受けた上で、特定施設サービス計画を作成し、特定施設サービスの利用に関する調整を行った場合に算定する加算で、入居日から30日間に限って、30円/日（介護保険2割負担の方は60円/日）を加算させていただきます。

なお、既に入居中の皆様につきましては、30日を超える医療提供施設への入院後に再入居された場合に本加算を算定させていただく事となります。

### **※科学的介護推進体制加算とは…**

LIFEへのデータ提出とフィードバックの活用により、PDCAサイクルの推進とケアの質の向上を図る取り組みを推進する観点から、「科学的介護推進体制加算」が新設されました。

- ・科学的介護推進体制加算…40単位/月（新設）

算定要件等

①入所者・利用者ごとの心身の状況等の基本的な情報を厚生労働省に提出していること  
②サービスの提供に当たって、①に規定する情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること

今後必要となるサービスであるため、①②要件を満たす準備が整い次第算定を開始させていただきます。

### **※生産性向上推進体制加算**

○利用者の安全ならびに介護サービスの質の確保および職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行っている

- ・生産性向上推進体制加算（Ⅱ） 10単位/月（新設）

算定要件：

- ①介護記録ソフト、スマートフォン等の介護記録の作成の効率化に資する ICT を使用
- ② 委員会において、以下のすべての項目について必要な検討を行い、当該項目の実施を確認
  - i ①の機器を利用する場合における利用者の安全やケアの質の確保
  - ii 職員に対する十分な休憩時間の確保等の勤務・雇用条件への配慮
  - iii 機器の不具合の定期チェックの実施（メーカーとの連携を含む）
  - iv 業務の効率化、ケアの質の確保、職員の負担軽減を図る為の職員に対する教育の実施

### ※サービス提供体制強化加算とは…

状態が軽い段階で入居した特定施設の入居者が重度化した場合においても、引き続き、当該施設においてサービスを受けていただくことができるよう、事業者が手厚い介護体制を確保する為に創設された加算です。介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合等に応じて、下記の額が加算されます。

区 分	加算額及び条件
(Ⅰ) イ	22 円／日 介護福祉士による強化：介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が 70%以上、または、勤続 10 年以上の介護福祉士が 25%以上のいずれかに該当し、サービスの質の向上に資する取組を実施している場合に基本サービス費に加算されます。
(Ⅱ)	18 円／日 介護福祉士による強化：介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が 100 分の 60 以上の場合に基本サービス費に加算されます。
(Ⅲ)	6 円／日 介護職員の総数のうち、介護福祉士が 50%以上、または、常勤職員が 75%以上、または、入居者に直接提供する職員の総数のうち、勤続 7 年以上の職員が 30%以上のいずれかに該当する場合に基本サービス費に加算されます。

入居者に直接提供する職員の総数のうち、勤続 7 年以上の職員が平均値 30%以上であったため、当面は (Ⅲ)を算定させて頂きます。

### ※高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ）とは…

○高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ） 10 単位/月（新設）

- ・新興感染症の発生時等に感染者の診療等を実施する医療機関（協定締結医療機関）との連携体制を構築していること。
- ・上記以外の一般的な感染症（※）について、協力医療機関等と感染症発生時における診療等の対応を取り決めるとともに、当該協力医療機関等と連携の上、適切な対応を行っていること。（※ 新型コロナウイルス感染症を含む。）
- ・感染症対策にかかる一定の要件を満たす医療機関等や地域の医師会が定期的に主催する感染対策に関する研修に 1 年に 1 回以上参加し、助言や指導を受けること。

### ※介護職員等処遇改善加算とは…

事業所の介護職員に対して、賃金を増額する取組、研修を積極的に受けさせるといった資質向上の取組、雇用管理の改善、労働環境の改善の取組を進める事業者を対象とした加算です。

また、長く勤めること、キャリアアップすることで、それに見合った賃金を得ることができ、給与面での不安から離職することを防ぐ目的とコロナの克服と超高齢化社会を迎えるにあたり人材確保に向けた経済対策の取り組みの一環といった職員の定着率の向上とサービスの質を維持するために設けられた加算にもなります。

加算される額は、他の加算を加えた介護サービスの費用の額に、事業所の要件に応じた、加算率を乗じた額となります。

- ・介護職員等処遇改善加算Ⅱ(12.2%)を加算させていただきます。

### ※人員配置が手厚い場合の介護サービス利用料とは…

看護・介護職員の配置人数が、国が定めた最低配置基準(3人に1人の看護・介護職員数)を超えて、前年度の平均入居者数2.5人に1人以上である場合に、利用者一部負担金に加えて、入居者の方にお支払いいただくことができるとされている費用です。この『人員配置が手厚い場合の介護サービス利用料』は介護保険の給付対象外の費用で、その全額が入居者の方のご負担となり、その額は、看護・介護職員の配置に必要となる費用から適切に算出しております。

当施設では、要介護度の変化にかかわらず、長期間安心してお暮らしいただける体制を維持するための費用として、本利用料のご負担をお願いしております。

### ※看取り介護加算とは…

看取りの対応を強化する観点から、要介護1～5の方のうち、医師が医学的知見に基づき回復の見込みがないと判断した方の看取り介護を行った場合に、以下の通り加算を算定させていただくこととなります。

看取り介護加算	死亡日以前31～45日	72円/日
	死亡日以前4～30日	144円/日
	死亡日前日及び前々日	680円/日
	死亡日	1,280円/日

入居者の方またはご家族が、当施設での看取りを希望される場合は、できる限り対応させていただきたいと考えております。実際に看取り介護を行う場合には、看取りの時期との医師の判断が出された時点で、あらためて看取り介護についてご説明し、合意をいただいた上で実施いたします。

- ・この加算は亡くなられた月に加算します。従って、死亡前にご自宅へ戻られたり、医療機関へ入院後、ご自宅や入院先で死亡された場合でも算定対象となります。
- ・当施設を退居等された月と死亡された月が異なる場合でも算定可能な為、入居者の方が退居等される際、退居等の翌日に亡くなられた場合に、前月分の看取り介護加算に係る一部負担の請求を行う場合があります。